



特定小型原動機付自転車 (いわゆる電動キックボード)を利用される皆様へ



特定小型原動機付自転車って？

- ▼車体の大きさが長さ190cm以下かつ幅60cm以下
- ▼時速20キロを超えて加速することができない構造
- ▼走行中に最高速度の設定を変更することができない
- ▼オートマチック・トランスミッション(AT)である
- ▼最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられている

保安基準適合性が確認されている
特定小型原動機付自転車の一覧はこちらをご覧ください→

出典：国土交通省Webサイト

<https://www.mlit.go.jp/idosh/a/content/001614233.pdf>



すべて満たすもの

その他のルールは？





電動キックボード
||
免許不要ではありません！

- 免許………16歳以上の方であれば運転免許は不要です。
(16歳未満の方は運転が禁止されています)
- ヘルメット…努力義務です(安全な利用のため、着用をお願いします)。
- 通行方法…おおむね**自転車と同様の交通ルールに従って**通行する
必要があります。 [詳しくはこちらをご覧ください→](#)
- その他
ナンバープレートの装着や**保安基準に適合させる**必要があります。
自動車損害賠償責任保険への加入が必要です。



特定小型原動機付自転車に関する主な交通ルールについて

注意

-  この標識がある交差点で止まらずに通過
-  赤色信号を無視して交差点を通過
- 右側通行や歩道通行※をして運転した 等

※一部特例もあります

自転車と違って
反則切符が適用されます

反則金は・・・

一時停止違反：5,000円 信号無視：6,000円、歩道通行：6,000円
の反則金を納めなければなりません。
また、繰り返し違反で捕まると講習の受講命令がかかります。